

令和3年度第8回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年10月19日(火)午前9時30分～午前11時00分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中20名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
小野 基之、片山 潤之、神田 一夫、恒富 竹司、徳田 文雄、
中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、
安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(4名)

上田 正士、海地 博志、賀屋 忠之、重國 誠司

(3)事務局

徳本参事・竹中主任主事・戸田岸

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和3年度第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良雄委員 及び 井上 浩一郎委員にお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和3年度第6回総会、農地法第5条議案第30号について継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和3年度第6回総会 農地法第5条議案第30号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、当該総会において審議した際に、山口市の生活環境の保全に関する条例の届出がなされておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため審議保留としておりました。

このたび、当該届出がなされましたので審議をお願いします。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、徳地地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、仁保下郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、会社員兼農業を営む者です。

取得後の経営規模は36アールとなります。

議案第3号、宮野上、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は344アールとなります。

議案第4号、中尾、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は37アールとなります。

議案第5号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は284アールとなります。

議案第6号、鑄銭司、有償移転です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は114アールとなります。

議案第7号、鑄銭司、有償移転です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は108アールとなります。

議案第8号から議案第13号、嘉川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する、会社役員です。
取得後の経営規模は、73アールとなります。

議案第14号、嘉川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する、農業兼会社役員です。
取得後の経営規模は304アールとなります。

議案第15号、嘉川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する、農業兼会社役員です。
取得後の経営規模は306アールとなります。

議案第16号、徳地岸見、有償移転です。
申請人は、市内に居住する、農業兼会社役員です。
取得後の経営規模は33アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び
現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、
問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

嘉川地区の議案第8号から13号について、今度取得される方は黒川にお住まいの方で、これから農業経営に参入するという形で説明されていますが、嘉川のほうで農業をされるということは、どういう作物を作って、出荷はどういうふうにされるのかということをお教えいただきたいと思うのですが。

事務局

今のご質問に回答させていただきたいと思うのですが、今回、会社役員の方が嘉川の農地を取得して、農業に新規参入されるという申請です。それで、譲受人は黒川に住宅があるのですが、経営されている会社が申請地の近くにあるのです。その会社の持っている敷地を拠点として農業経営をされるということで、作物はオリーブを植えられるということでした。そのような形で、基本的には個人で農業をやっていききたい。農業経営がうまくいけば、ゆくゆくは会社で事業化をして手広くやっていききたいということで、取得したいということをおっしゃっていました。

A委員

私の近辺でも、農地を取得されてオリーブを作りますという形で申請をされたところがありますが、いまだにオリーブの木一本も植えていない。この前も伺って、「あなたはオリーブを植えますということで申請されたのですが、いかがなものですか」と言ったら、「そのうち植えます」とか、なかなか前向きにしてくれてないということが私のところではあったものですから、これだけの面積にオリーブを植えるということで申請されたということは、担当されている委員さん、少し目を光らせてと言ったら言葉が悪いのですが、見ていただけたら大変幸せだなと思います。以上です。

事務局

私のほうからは、出荷先ですが、JA のほうに出荷されるという計画になっております。

議長

譲受人の年齢を教えてください。

事務局

年齢は61歳です。

議長

他にはございませんか。

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第17号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第18号、仁保上郷、公共投資の対象となっている第1種農地に駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第19号、仁保下郷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に墓地及び駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例に規定する、墓域変更事前協議結果通知と同時施行といたします。

議案第20号、下小鯖、用途地域内にある、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第21号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に倉庫を建設するものです。

議案第23号、大内長野、用途地域内にある、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、大内長野、用途地域内にある、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第26号、吉敷下東四丁目、用途地域内にある第3種農地で共同住宅用地を造成し、販売するものです。

議案第27号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第28号、平井、用途地域内にある第3種農地で事業用地を造成し、販売するものです。

なお、申請地は令和3年9月1日付けで一時転用の許可を受けている土地を含みます。そのためこの事案につきましては、現在の一時転用の完了後の施行となります。

また、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします

議案第29号、吉田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に貸資材置場を整備するものです。

議案第30号、吉田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場及び進入路を整備するものです。

議案第31号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に養鯉場(ようりじょう)を整備するものです。

議案第32号、矢原、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第33号、陶、集団的に存在する第1種農地に資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第34号、秋穂西、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第35号、秋穂西、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第36号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第37号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第38号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第39号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第40号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第41号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第42号、徳地八坂、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に農家住宅を建設するものです。

議案第43号、阿東徳佐中、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

B委員

議案第34号と35号は、同一敷地内で譲受人が違いますね。これは敷地を分筆されて、各々の業者が許可申請を出されていますか。

事務局

議案第34号と35号について、グループ会社なので一緒には使うのですが、譲受人となる会社が違うので申請が分かれています。ですので、同じ地番ですが、分けて使いますという求積図が提出されています。

議長

他にはございませんか。はい、C委員。

C委員

議案第30号なのですが、議案に「自己所有農地隣接地が転用される見込みであることから、申請地を取得し、作業時の駐車場及び進入路を確保するもの」と記載がありますが、「作業」とはどういう作業ですか？農業の作業なら農業用地なのですが、それとも違う作業なのですか。

D委員

これはですね、地図の22ページの●●●－●という三角の土地がありますね。その上の田んぼが申請人の田んぼです。この度議案第29号の売買が行われるということで、そこが全体的に貸資材置き場になってしまうと、●●●－●の北側の農地に入れなくなるので、土地を取得したいというふうに聞いております。

C委員

私が聞きたいのは、今まで作業をする時にそれを通っていたかどうか。

D委員

現場を見たら、●●●－●の東側に、太陽光が設置されている隣接地との間にわずかけ、隙間がありますね。あそこから入れるのですが、ちょっと坂になっていて、すごく入りづらいということだろうと思いますね。で、入りやすいように取得しておきたい。

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第18号及び議案第33号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページを御覧ください。

議案第44号、阿知須、公共投資の対象となっている第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

この事案につきましては、申請地は令和2年1月28日付で、自己用住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、建築会社との契約に至らず、やむを得ず別の建築会社と契約し、自己用住宅の建設をするものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第44号については「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第45号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計321筆369,865.52㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第46号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計 213筆、175,107.52㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。

議案第47号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおりで、
除外申請が2件、324.25㎡、用途変更が3件、2,058㎡でございます。
御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更に
ついて、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答しま
す。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。合わせて、参考位置図37ページを御覧ください。

議案第48号から議案第57号について、一括で説明いたします。

中央地区4件、川東地区2件、川西地区2件、阿東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第48号ないし議案第55号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経
過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第56号及び議案第57号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本
日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。9月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

以上、令和3年度第8回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年10月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良雄

署名委員 井上 浩一郎

記 録 者 戸田岸 磨帆